

印鑑登録申請書

井原市長 殿

年 月 日

下記のとおり印鑑の登録を申請します。

申請者（印鑑登録する者）

登録印鑑	住 所	井原市 町 番地	
□	ふりがな 氏 名		性別
	生年月日	年 月 日	男 ・ 女

代理人（「委任の旨を証する書面」が必要です。）

住 所	
氏 名	Ⓜ

本人であっても下記のいずれかの方法で本人確認ができない場合や代理人による申請の場合は、即日登録はできません。後日、照会書（回答書）を発送しますので登録する印鑑及び本人確認ができる書類を用意のうえ、15日以内に持参してください。代理人が来られる場合は、登録する印鑑、委任の旨を証する書面、申請者本人及び代理人の本人確認ができる書類が必要です。

本人	本人確認方法	代理人
<input type="checkbox"/>	運 転 免 許 証	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	パ ス ポ ー ト	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	個 人 番 号 カ ー ド	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	障 害 者 手 帳	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	許 可 証	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	身 分 証 明 書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	保 証 書	/
<input type="checkbox"/>	回 答 書 ・ 本 人 確 認 書 類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

保 証 書			
上記の申請者（印鑑登録者）は本人であることを保証します。			
住 所	井原市 町 番地		
ふりがな 氏 名		登録 印鑑	
登録番号			

受 付	年	月	日
照 会	年	月	日
回 答	年	月	日
登 録	年	月	日
登録証番号			

登録証交付年月日	受領印
年 月 日	

登録	受付 本人確認	照合	原票 作成	入力内 容確認	登録証 交付	原票 整理

照会	照会 受付	照合	照会書 作成	照会書 確認	照会書 送付

注意事項

- 15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、登録を受けることはできません。
- この申請は、本人が自ら手続をしなければなりません。
 - ・ 疾病その他やむを得ない理由により代理人により申請する場合は、本人が自署及び押印した「委任の旨を証する書面」（代理人選任届又は委任状）が必要です。
- 本人自らが申請する場合、次のものを持参したときは、即日登録ができます。
 - ・ 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、写真の添付してあるもの
写真に浮出しプレス、せん孔、公印等による認証のあるもの又は運転免許証のように特殊加工してあるものに限ります。
 - ・ 保証書
保証人欄に保証人の署名及び印鑑登録した印鑑の押印が必要です。
保証人は、井原市において既に印鑑登録を受けていなければなりません。
- 代理人により申請する場合及び本人が自ら申請しても上記免許証等の本人確認ができる書類の持参がない場合
 - ・ 照会書（回答書）を発送しますので、即日登録はできません。照会書（回答書）は15日以内に本人が登録する印鑑と健康保険被保険者証等の本人確認ができる書類を用意のうえ、持参してください。
 - ・ 照会書（回答書）を代理人が持参される場合は、登録する印鑑と次の書類が全て必要です。
 - ①本人が自署及び押印した「委任の旨を証する書面」（代理人選任届又は委任状）
 - ②本人の本人確認ができる書類
(官公署が発行した写真の貼付してあるもの。ない場合は、健康保険被保険者証・年金証書等でも可。)
 - ③代理人の本人確認ができる書類
(官公署が発行した写真の貼付してあるもの。ない場合は、健康保険被保険者証・年金証書等でも可。)
- 登録できない印鑑がありますのでご注意願います。
 - 例 **材質** . . . ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
印影を鮮明に表わしにくいもの
 - 大きさ** . . . 1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - 印影** . . . 氏名、氏・名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの
職業、資格その他氏名以外の事項を表わしているもの
- 印鑑登録証明書の請求について
 - ・ 印鑑登録証を提示ください。提示がない場合は、証明書を交付できません。
(ただし、本人が個人番号カードを提示した場合には、印鑑登録証の提示を省略できます。)
- 印鑑登録証の交付を受けた方は、次の点に気を付けてください。
 - ・ 他人に当該印鑑登録証を譲渡又は貸与してはいけません。
- 次の場合には、届出等が必要です。

本人が申請できないときは、代理人が委任状を添付することにより行うことができるもの

 - ・ 印鑑登録証を著しく毀損又は汚損したとき
再交付申請書に印鑑登録証を添えて、再交付申請をしてください。
ただし、印鑑登録証の記載事項等が識別できないときは除きます。
 - ・ 印鑑登録証を亡失したとき
印鑑登録証を廃止しますので、亡失届書により届け出てください。後日、亡失した印鑑登録証を発見した場合でも、その印鑑登録証の使用はできませんので返還してください。
 - ・ 印鑑登録証を廃止したいとき
廃止申請書に印鑑登録証を添えて、廃止申請をしてください。
- 次の場合には、職権で印鑑登録証が廃止され、使用できなくなりますので返還してください。
 - ・ 市外に転出したとき ・ 死亡したとき ・ その他市長が印鑑登録証の廃止を適当と認めたとき